

講演の講師紹介

パネルディスカッションコーディネーター

▶大阪女子大学・女性学研究センター教授

船橋 邦子

兵庫県生まれ。お茶の水女子大学文教育学部卒業。東京大学大学院中退。20年近く、NGO活動に携わる。アジア女性会議ネットワーク、コーディネーター。JVC（国際ボランティアセンター）執行委員。津田塾大学、早稲田大学で女性学の非常勤講師を歴任。1994年12月から97年3月まで、佐賀県立女性センター・生涯学習センター「アバンセ」の初代館長を務める。主な著書に「ジェンダーがやって来た」がある。



パネリスト

▶野口雨情直孫、雨情会常任理事

野口不二子

野口雨情の直孫として北茨城市に生まれ生家を継ぐ。エッセイや全国各地での講演を通じ、雨情の人生観や詩の背景を語る雨情研究家。また、茨城県「女性のつばさ」に団長として、世界女性会議北京大会に「アジアの風」副団長として参加し女性問題に取り組んでいる。

▶ジャーナリスト、メンズリブ東京代表

豊田 正義

1966年東京生まれ。早稲田大学卒業後、ニューヨークへ渡り、日系誌の記者を経てフリージャーナリストに。帰国後「メンズリブ東京」を旗揚げ、従来の「男らしさ」に疑問を投げかける。主な著書に『オトコが「男らしさ」を棄てるとき』がある。

▶暁星国際学園フランス語教諭

アンドリュウ ティエリー

1955年パリ生まれ。フランスで16年間、高校の体育の教師をしたのち、1993年夏来日。現在は、木更津市に住み、暁星国際学園でフランス語と体育を教えている。趣味は、語学の勉強・旅行・料理・スポーツ。

▶清和女子短期大学教授

坂上 佑子

木更津市女性施策推進委員会委員長。専門は精神衛生、臨床心理学。女性の心の問題や家族・親子をジェンダーの視点から問いなおそうとしている。1996年、米国ハーヴァード大学ライシャワー研究所客員研究員。主な著書に「ゆっくり大人になればよい」がある。



変えよう
女と男で
時代が求める男女共同参画の社会

第6回きさらづ女性フォーラム

2月14日(土)午後1時(午後12時15分開場)。

木更津市民会館大ホール。

オープニング「野口雨情 心の詩」野口不二子。

第1部 パネルディスカッション

第2部 講演

講師：大阪女子大学 女性学研究センター教授 船橋邦子。

主催 第6回きさらづ女性フォーラム企画実行委員会&木更津市。

女と男がパートナーとして支えあい、豊かな個性を發揮し、ともに社会を形成する「男女共同参画社会」の実現をめざし、今年も市

この女性フォーラムは、今年で第6回を迎えました。毎回たくさんの皆さんにご参加いただき、熱気あふれるフォーラムになっています。今回も、女と男、お互いあわせのうえに参加

民有志による企画実行委員会と市の共催で「きさらづ女性フォーラム」を開催します。オープニングでは、証城寺の狸ばやし作詞で本市にゆかりのある野口雨情の直孫の野口不二子さんを迎え、童謡をまじえながら雨情の世界を伝えます。第1部では、4人のパネリストをお招きし、会場の皆さんの声も多数とどくような熱いパネルディスカッションを企画しました。第2部では、大阪女子大学・女性学研究センター教授の船橋邦子さんにパネルディスカッションでの声を踏まえた講演をしていただきます。

入場方法

1・2のいずれかの方法で事前に入場券を求めてください。

配付期間内でも、予定配付枚数となった時点で配付を終了しますのでお早めに申し込んでください。

1 窓口配付

次の方法で、1月12日から窓口配付をします。

①各公民館で、2月8日(月曜日・祝日を除く)まで

②市役所4階女性・国際施策班で、2月10日(土・日曜日および祝日を除く)まで。

③企画実行委員会が随時配付。

2 往復ハガキによる申し込み

「きさらづ女性フォーラム希望」と記入し、入場希望者(1枚2人までの住所・氏名・電話番号・保育の有無を明記のうえ、2月9日(必着)までに事務局へ。折り返し、入場券を送ります。

※空席がある場合は、当日入場も可能です。

一時保育

保育を希望する人に、幼児(2歳から就学前まで)の保育を行います。ただし、子ども1人につき保育実費300円(おやつ代など)がかかります。人数制限がありますので、事前に申し込みが必要です(ファックス可)。

事務局 潮見1-1市役所女性・国際施策班内企画実行委員会 479・FAX 22-4357。

企画実行委員

委員長 山野井宏子(文京)

副委員長 安部 智恵(桜井新町)

委員 (50音順)

渡辺 和子(永井作) 安川 恵美子(富井作) 原 和栄(中沢) 中妻 久夫(畑沢) 高崎 登美恵(中沢) 高浦 洋子(中沢) 曾根 美代子(岩根) 須藤 敏子(清見) 須田 つや子(清見) 鈴木 豊子(真里) 重田 和子(新太) 斉藤 美恵子(新太) 岩沢 祥子(上鳥) 伊藤 治枝(矢那) 五十嵐 智恵子(高柳) 浅野 和子(新太) 小幡 みつ(新太) 安部 智恵(桜井新町)

声を出して！

セクシュアル・ハラスメント

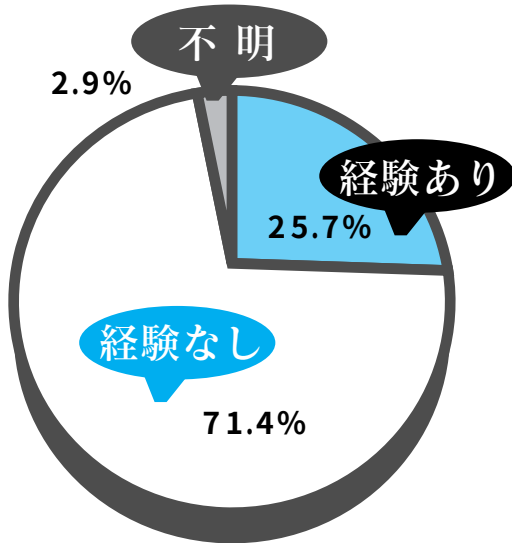
働く女性が増えてきたことに比例して「セクシュアル・ハラスメント」の問題もクローズアップしてきました。もちろん、これは女性のみが不快を感じることではありません。しかし、その被害者のほとんどが女性であることは間違いありません。

働く女性が増えてきたことを執拗に誘われた、「ヌード写真などを見せられたり、不愉快な視線を送られた」などとなっています。これらの性的いやがらせは、最近に始まったことではありません。長い間、潜在的にあった問題で、被害にあった女性が声を出せずに、ひとりですみ、悩んできたことだと思っています。そして、セクシュアル・ハラスメントは、女性に対する蔑視や侮辱的感情が基本になっており、女性を対等・平等な職場の同僚とみない考えが背景にあるのです。

性的いやがらせを少なくするための方策としては、働く女性の多くが、「女性自身がきんと対応する」としています。同時に「働く男性の意識教育を行う」ことの必要性もあげられています。

本人は何気ないつもりでも、相手はすごくつらかったりするのセクシュアル・ハラスメント。職場で容姿・年齢・結婚・妊娠を話題にしたり、仕事を頼むときに肩や腰に触れたり、何かという酒の席でコミュニケーションを図ろうとするなど、男女のコミュニケーションを図る方法が、必ずしも女性にとって適切でない場合があります。自分の行為が相手にどう思われているか、一度確かめてください。女性も「恥ずかしい」とか「どうせ取り上げてくれないから」と黙っていないで声を出してみましょう。

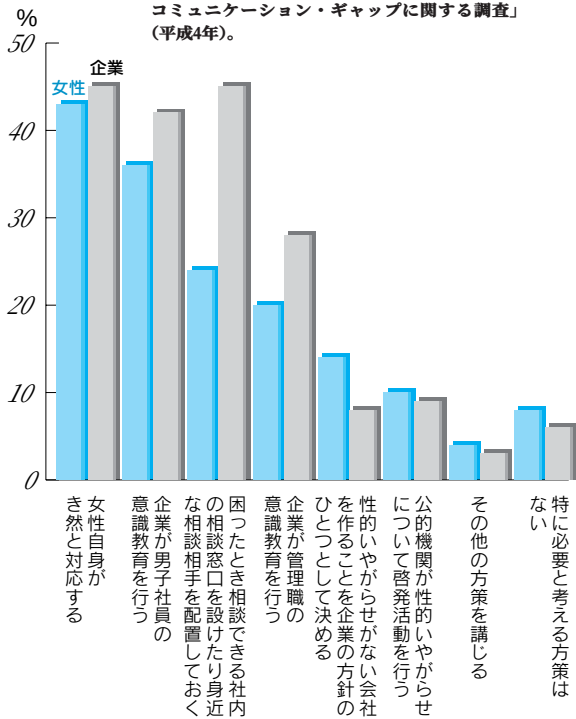
性に関する不快な経験の有無（過去2年間）



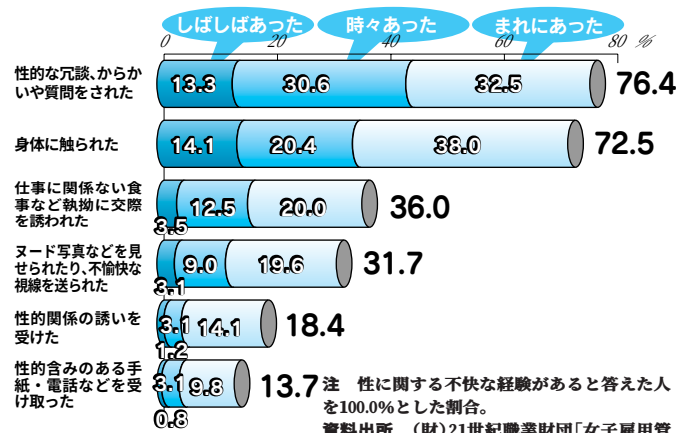
資料出所 (財)21世紀職業財団「女子雇用管理とコミュニケーション・ギャップに関する調査」(平成4年)。

性的いやがらせを少なくするための方策

資料出所 (財)21世紀職業財団「女子雇用管理とコミュニケーション・ギャップに関する調査」(平成4年)。



不快と感じた経験の態様と頻度



注 性に関する不快な経験があると答えた人を100.0%とした割合。
資料出所 (財)21世紀職業財団「女子雇用管理とコミュニケーション・ギャップに関する調査」(平成4年)。

【用語解説】

セクシュアル・ハラスメント

雇用の場では、相手方の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事の上での不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。

「対価型」と「環境型」に分類され、「対価型セクシュアル・ハラスメント」とは、権限をもつ上司からの性的な要求を女性が拒否したため、解雇や昇進差別などの職業上の不利益が生じた場合。また、「環境型セクシュアル・ハラスメント」とは、性的なうわさの流布、目に付くところにヌード・ポスターを貼るなどにより、就業環境を著しく不快なものにし、その女性の職業能力の発揮に深刻な悪影響を及ぼす場合をいう。

木更津市女性団体交流集会 PART2 開催！

昨年引き続き第2回目となる、この交流集会は、市内で活動する女性の団体・グループ・サークル・女性問題に取り組み団体などを対象に、団体相互の情報交換やネットワーキングを進め、団体活動の活性化を図ることを目的としています。

第1回目に参加された団体にはすでに案内をしました。新しい仲間に参加を、ぜひともお待ちしています。該当する団体は、どうぞ、お気軽に参加してください。

日時 1月26日(月)午後1時30分～3時30分
場所 市民総合福祉会館2階 第1・第2研修室
内容 各団体の紹介および交流プログラム・ティーパーティー。
参加費 1人500円(ドリンク・ケーキ代)当日徴収。
申込方法 ハガキまたはファックスで「木更津市女性団体交流集会希望」と記入し、団体名・氏名・住所・電話番号を明記のうえ、1月16日(必着)までに潮見1-1市役所女性・国際施策課FAX22-4357へ。ただし、1団体3人以内とします。

均等法が変わります！

男女雇用機会均等法が昭和61年に施行されてから10年余りが経過しました。週40時間労働制の実施により、年間実労働時間も着実に減少するとともに育児休業や介護休業制度の法制化により、職業生活と家庭生活の両立を可能にするための条件整備もされてきました。

しかし、実際には、女子学生の就職問題にみられるように、雇用の分野では女性が男性と同等な扱いを受けていない事例が依然としてみられます。働く女性が性による差別を受けることなく、働きながら安心して子どもを生むことができる環境をつくることは、女性のためだけでなく、少子・高齢化の一層の進行のなかで大変重要な課題です。このため、男女雇用機会均等法などの改正が平成9年6月に可決、公布されました。これらの改正のポイントは次のとおりです。

【男女雇用機会均等法の改正】

- 募集・採用・配置・昇進について女性に対する差別を禁止。
- 企業名の公表制度の創設や調停の一方申請を認めるなど法の実効性を確保するための措置を強化。
- 男女労働者間に事実上生じている差を解消するための取り組みポジティブ・アクションの促進、セクシュアル・ハラスメントに対する配慮義務の新設。
- 母性健康管理のため、妊娠中や出産後の保健指導または健康診査に必要な時間の確保などの義務づけ。

【労働基準法の改正】

- 女性労働者の時間外・休日労働・深夜業の規制を解消。
- 多胎妊娠の場合の産前休業期間を10週間から14週間に延長。

【育児・介護休業法の改正】

- 育児や家族の介護を行う男女労働者に深夜業の制限の権利を創設。
- これらの改正は、「母性健康管理と多胎妊娠の場合の産前休業期間」が平成10年4月1日から、その他は平成11年4月1日から施行されます。

本



聞き書き「木更津の女たち」たけしま出版 木更津女性史研究会・島利栄子著
八千代市在住の女性史研究家島利栄子さんの指導のもと、木更津女性史研究会の7人のメンバーによる聞き書きで構成されています。激動の戦前、戦後を生きた木更津の女性たち28人の歴史が貴重な写真とともに、わかりやすい文章から伝わってきます。市内の各書店にて現在、発売中です。